

◎ 子ども・子育て会議令 参照条文 目次

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）		1
○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）		2
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）		3
○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）		4

子ども・子育て会議令 参照条文

◎ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

第七章 子ども・子育て会議等

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるることができる。

（会議の組織及び運営）

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定
平成二十五年四月一日

三・四 （略）

◎ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）

（内閣府設置法の一部改正）

第六十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表食品安全委員会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第六十七条の規定 平成二十五年四月一日

三・六 （略）

◎内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三款 審議会等

（設置）

第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
障害者政策委員会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第百三十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
統計委員会	統計法（平成十九年法律第五十三号）
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会設置法
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
再就職等監視委員会	国家公務員法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

◎内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

附 則

（政策統括官の職務の特例）

第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

平成二十二年三月三十一日	一 地方分権改革推進計画（地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
平成三十三年三月三十一日	一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
平成三十四年三月三十一日	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第五十五条の三第二項の交付金（同法第五十五条の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項の規定による協議に関することを除く。）。
株式会社産業再生機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日	一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 イ 設立 ロ 定款の変更の決議 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 合併、分割及び解散の決議

株式会社企業再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日	二 株式会社産業再生機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 一 株式会社企業再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 イ 設立 ロ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 定款の変更の決議 ホ 合併、分割及び解散の決議
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日	二 株式会社企業再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 イ 設立 ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 定款の変更の決議 ホ 合併、分割及び解散の決議 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。